

## 利用上の注意

1. 本速報は、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成24年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものです。

- ・従業員4人以上の事業所であること
- ・事業所の所在地が三重県内であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、平成25年1月29日に公表した「平成24年経済センサス - 活動調査（速報）」（以下「1月速報」という。）の製造業の結果とは異なっています。また、本速報は、後日公表する確報集計結果、総務省および経済産業省から公表されるものとは異なる場合があります。

2. 本速報において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年」以前の数値は工業統計です。調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査年1年間の数値です。また、経営組織、従業員数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値です。

3. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入しました。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」としました。また、増減は、数値がマイナスのものは「-」で表しました。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としました。秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。

4. 地域的区分（平成24年2月1日現在）

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)北勢地域   | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町 |
| (2)中南勢地域  | 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町                         |
| (3)伊勢志摩地域 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町               |
| (4)伊賀地域   | 名張市、伊賀市                                    |
| (5)東紀州地域  | 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町                        |

## 5. 産業分類の略称

この速報では、産業中分類について次のとおり名称を省略して用いたところがあります。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	26 生産用機械器具製造業	生産用
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 2. 従業者

本速報においては、調査日（活動調査：平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

### 3. 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：平成23年1年間、工業統計：調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類している。なお、本速報においては、中分類に基づき分類している。

#### 4. 集計項目

- ①従業者数（上記2. 従業者参照）
- ②現金給与総額  
人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額
- ③原材料使用額等  
＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関連する外注費＋転売した商品の仕入額
- ④製造品出荷額等  
＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋製造業以外の収入額
- ⑤付加価値額  
＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）  
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）  
－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）  
－原材料使用額等－減価償却額
- ⑥粗付加価値額  
＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）  
－原材料使用額等
- ⑦有形固定資産投資総額  
＝土地の取得額＋有形固定資産（土地を除く）の取得額＋建設仮勘定の年間増減
- ⑧有形固定資産年末現在高  
＝有形固定資産年初現在高＋有形固定資産年間取得額－有形固定資産年間除却額－減価償却額

本書の内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部 統計課 農水・商工統計グループ

電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046